

25財第1079号
平成25年9月19日

亀岡市議会議長
木曾利廣様

亀岡市長 栗山正隆

健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告します。